

14. 介護 保険

問い合わせ：市民生活課 ☎ 0254-22-3030
豊浦支所 住民福祉係 ☎ 0254-22-6777
紫雲寺支所 住民福祉係 ☎ 0254-41-3112
加治川支所 住民福祉係 ☎ 0254-33-3102

寝たきり、認知症などや、生活するために助けが必要になった場合に、必要なことをしてもらえます。詳しくは、問い合わせてください。

※寝たきり…1日中 ベットで過ごし、食事や着替えなどお世話が必要になること。

※認知症…判断ができなくなること。

●介護保険の対象となる人

・第1号被保険者

生活するために助けが必要になった65歳以上の人。

・第2号被保険者

特定の病気で生活するために助けが必要になった40歳から64歳までの人。

●サービスを利用するための手続き

生活するために助けが必要になった人やその家族などが「要介護認定・要支援認定」の申し込みをします。

・申し込みができる人：本人、家族、介護の仕事をしている会社など

・申し込み：高齢福祉課、支所の住民福祉係

●受けられるサービス

「生活するために助けが必要です」と認められた人によって、サービスの内容は違います。

詳しくは、問い合わせてください。